

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23条）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>27,540円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 55,080円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 61,200円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 73,440円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 79,560円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 91,800円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 104,040円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>18,360円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>30,600円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>42,840円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 55,080円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 61,200円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 73,440円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 79,560円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 91,800円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 104,040円</p> <p><u>2 平成27年度及び平成28年度の各年度における令第38条第1項第1号被保険者に該当する者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定に関わらず、27,540円とする。</u></p> <p><u>3 平成27年度及び平成28年度の各年度における令第38条第1項第2号被保険者に該当する者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定に関わらず、45,900円とする。</u></p> <p><u>4 平成27年度及び平成28年度の各年度における令第38条第1項第3号被保険者に該当する者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定に関わらず、45,900円とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。